

東京都職員（福祉職）採用選考 比較表①

令和8年4月1日現在

種類	I 類 B (福祉A・福祉C)	II 類 (福祉)	児童福祉 (経験者)	経験者 (福祉)
概要	大学卒業程度の採用選考で、主に児童相談所、児童相談所一時保護所、児童自立支援施設、療育センターに配属される。	短期大学卒業程度の採用選考で、主に児童相談所、児童相談所一時保護所、児童自立支援施設、療育センターに配属される。	福祉に関する職務経験のある方向けの採用選考で、キャリアを活かした児童福祉分野（児童相談所、児童相談所一時保護所、児童自立支援施設）へ配属される。	福祉に関する職務経験のある方向けの採用選考で、児童福祉分野に限らず、幅広く福祉分野に配属される。
年齢 (採用予定日時点)	22～39歳	20～35歳	～61歳 ※1	～61歳 ※1
職務経験※2	不要	不要 (資格要件⑦除く)	4大卒：7年以上 短大卒：9年以上※3	4大卒：2年以上 短大卒：4年以上※3
資格要件 (取得者又は 採用予定日までの 取得見込者) ※4 ※5	①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③保育士 ④ <u>児童指導員</u> ⑤ <u>児童自立支援専門員</u>	①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③保育士 ④ <u>児童指導員</u> ⑤ <u>児童生活支援員</u> ⑥ <u>児童自立支援専門員</u> ⑦短大卒で社会福祉関連 事業経験2年以上	① <u>児童福祉司</u> ② <u>児童自立支専門員</u>	①社会福祉士 ②精神保健福祉士 ③保育士 ④ <u>児童指導員</u> ⑤ <u>児童生活支援員</u> ⑥ <u>児童福祉司</u> ⑦ <u>児童自立支援専門員</u>

※1 令和8年度採用選考の場合。ただし、経験者（福祉）で令和8年度途中採用の場合は62歳まで。

※2 「福祉に関する職務経験」のことで、福祉施設等での相談援助業務や直接支援業務等の対人援助業務を指します。

※3 学歴区分に応じて民間企業等における福祉に関する職務経験年数が定められています。詳細は各採用選考案内にてご確認ください。

※4 下線は任用資格のこと。

※5 上記のほかにも、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと等の受験資格が定められておりますので、ご確認ください。

東京都職員（福祉職）採用選考 比較表②

令和 8 年 4 月 1 日現在

	I 類 B (福祉A・福祉C)	II 類 (福祉)	児童福祉 (経験者)	経験者 (福祉)
公募開始 (予定)	2 月中旬	6 月中旬	6 月中旬	随時
選考時期 ※6	4 月～8 月選考	9 月～11月選考	8 月～11月選考	公募開始時期による
採用日	翌年 4 月 1 日採用	翌年 4 月 1 日採用	翌年 4 月 1 日採用	年度途中又は 翌年 4 月 1 日採用
採用時 の職級※7	主事級職	主事級職	主任級職又は課長代理級	主事級職又は主任級職
選考内容	【一次選考】 適性検査（SPI3）・ 専門記述・論文 【二次選考】 グループディスカッション・ 面接	【一次選考】 専門択一・作文・ 集団面接 【二次選考】 グループディスカッション・ 面接	【一次選考】 書類選考・論文 【二次選考】 ロールプレイング形式の 面接・個別面接	【一次選考】 書類選考・ 適性検査（SPI3） 【二次選考】 個別面接（2 回）

※6 年度によって、採用選考実施有無及び実施時期が変更となる場合もあります。詳細は各採用選考案内にてご確認ください。

※7 東京都における主任とは、特に高度の知識又は経験を必要とする係員の職です。

※8 上記は東京都福祉局が実施する常勤職員の採用選考です。上記以外の採用選考は別途ホームページ等で情報をご確認ください。